

## ●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香川県知事及び香川県公安委員会から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和2年5月29日

香川県監査委員 三谷 和夫  
同 大西 均  
同 高田 良徳  
同 新田 耕造

1 監査対象年度 平成30年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
瀬戸内国際芸術祭実行委員会	指導注意事項	現金で収納されたスタッフTシャツの販売代金等について、現金受払簿への登記が漏れているものがあった。また、収納金を収納したにもかかわらず、領収書を発行していないものがあった。	今後、現金受払簿への登記漏れがないよう注意喚起するとともに、収納金を収納した場合は領収書を発行するよう職員に周知した。
		現に保有する郵便切手の額が、郵便切手類受払簿に記載している金額よりも少なかった。郵便切手及び台帳の管理を十分に行う必要がある。	今後、郵便切手類の受払の際は十分確認するとともに、定期的に在庫確認を行うよう職員に周知徹底した。
	検討指示事項	公益法人の情報公開に準じ、毎年度の事業及び財務に関する情報について、ホームページでの公開を検討する必要がある。	令和元年度事業報告、令和2年度事業計画及び收支予算について、瀬戸内国際芸術祭実行委員会第26回総会資料を令和2年3月31日付けて公式ウェブサイトにて公開した。
		瀬戸内国際芸術祭実施後、3年間の事業収支において余剰金が生じた場合は、負担金の額について検討する必要がある。	次回芸術祭の収支計画を策定する中で、負担金の金額について検討することとする。
公益財団法人香川県国際交流協会	指導注意事項	取引相手からの請求書に、請求年月日・宛名が記載されないまま処理されていたものが散見された。	取引相手からの請求書について、請求年月日など内容を十分確認のうえ受領して処理するよう周知徹底した。
公益財団法人かがわ水	指導注意事項	講師の旅費に係る所得税について、源泉徴収を行っていないか	直ちに高松税務署と協議し、源泉徴収不足額を納付した。

と緑の財団		った。 (香川県公済森林公园)	今後、講師の旅費の支出に当たっては、適正に所得税の源泉徴収を行うよう、職員に周知徹底した。
公益財団法人香川県身体障害者団体連合会	指導注意事項	財務規程に定める基本財産台帳が整備されていなかった。	令和元年10月24日に作成した。
公益財団法人香川いのちのリレー財団	指導注意事項	預金を払い出した日に支払に充てない場合は、現金出納簿に記載する必要がある。	預金を払い出した日に支払に充てない場合は、現金出納簿に記載することとした。
		立替払や資金前渡払を行う場合は、その取扱いについて定めておく必要がある。	今後、立替払は行わず、資金前渡払については令和2年2月25日に取扱要領を定め、職員に周知徹底した。
公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター	指導注意事項	県費補助金関係の決裁について、事務処理規程に抵触しているものが散見された。	直ちに、県費補助金関係の決裁について、事務処理規程に定める決裁区分により事務を行うよう職員に周知徹底した。
		負担金の収入について、金額の積算等を明らかにする書類の添付がなかった。また、負担金を収入する際には請求書を作成する必要があった。	助成金収入だったことから、公認会計士の指導の下、令和元年度から勘定科目を助成金に是正した。
公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金	指導注意事項	会計処理規程に振替伝票を規定し、適正に起票する必要がある。	令和2年2月12日付で、会計処理規程を改正し、令和2年4月から仕訳伝票を用いることとした。
公益社団法人香川県聴覚障害者協会	指導注意事項	公衆用FAXの設置について、行政財産の使用許可を受けていなかった。	公衆用FAXの設置について、令和2年3月24日に行行政財産の使用許可を受けた。
	検討指示事項	施設の維持管理業務委託等については、複数の者から見積書を徴収するなど、競争性の確保を図る必要がある。	令和2年度の業者委託については、自社製品の維持管理など受託業者が1者のみの業務以外について複数の事業者から見積書を徴収した。
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	指導注意事項	通訳の旅費に係る所得税について、源泉徴収を行っていないかった。	通訳者に対しては、源泉徴収ていなかった交通実費部分について、令和2年2月12日に不足分の支払いを受け、3月4日に税務署に納付した。

			今後、交通費については、源泉徴収、現物支給等の方法により、法令に基づき適切に対応する。
高松空港振興期成会	検討指示事項	会計事務処理について、複式簿記を採用し、公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成すること及び監査に外部専門家を加えることを検討する必要がある。	会計事務処理について、令和2年度から複式簿記を採用し、公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成する。 監査については、現在、監事に金融機関頭取などの専門家を配置しているため、さらに外部専門家による監査を加えることについては、今後、必要に応じて検討を行う。
公益財団法人香川県下水道公社	指導注意事項	貸借対照表及び財産目録に記載された普通預金の金額が、金融機関の残高証明書と一致しないなかつたので内部チェック体制の強化を図る必要がある。	決算整理期に事務局職員1名による確認作業であったところを、3名以上の複数職員によるチェック体制に改め、月単位で会計を締める機能を持つ会計ソフトアプリケーションへのシステム更新に着手したほか、3か月ごとに税理士のチェックを受けることとした。
公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター	指導注意事項	貸付金について、財産目録の欄外に記載し、貸借対照表の資産の部に計上していないものがあった。	欄外記載の貸付金について、貸借対照表の資産の部に計上した。
		平成30年度の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の報酬等について、公告又は公表がされていなかった。	平成30年度の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の報酬等について、財団のホームページで公表した。